破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字川原田49番地５
債務者　佐藤　美香
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第８１号
函館市五稜郭町10番11号　エクセル五稜郭102号室
債務者　佐藤しのぶ
１　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
愛知県春日井市牛山町2081番地４、従前の住所名古屋市昭和区塩付通１丁目40番地の３
債務者　ＪＡＣＫ＆ＲＩＣＯこと　近藤　エリ（旧姓瀬戸口）
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１号
名古屋市中川区小本本町３丁目46番地　カーサコロレ102号
債務者　尾曲　正志
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０４号
名古屋市天白区向が丘３丁目1201番地　ラフィーネ静苑102号
債務者　横山　将之
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
北海道稚内市声問４丁目９番21号
債務者　井原喜久雄
１　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第２９号
愛知県西尾市楠村町北浜屋敷１番地158、前住所愛知県半田市白山町４丁目58番地　エクセレント白山212号
債務者　原田由美子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３３３号
大阪市都島区都島中通２丁目１番32号　ミハナマンション　１階
債務者　金澤　裕之
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８号
大阪市北区中津６丁目10番２―304号、事業所所在地大阪市北区本庄東１－５－７
債務者　スナックゆりこと金澤百合子こと　李　百合子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８８号
大阪市西淀川区御幣島２丁目８番14号上村方、前住所大阪市西淀川区御幣島２丁目８番15号豊島方
債務者　喜多　麻希
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目１番15号、前住所大阪市平野区瓜破西１丁目８番65号
債務者　井上　飛鳥
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７３号
大阪府豊中市宝山町３番６号　205号
債務者　中村那央人
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７９号
大阪市東淀川区東淡路４丁目６番14号ハイクレスト橋本　２Ｂ号
債務者　植田ひとみ
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８１号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目４番12号
債務者　エムズポプラこと　菊田　裕嗣
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９４号
大阪府寝屋川市点野２丁目７番２号
債務者　桑原　朋也
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７５号
大阪市西区新町２丁目３番13―601号
債務者　濱田　祐太
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０７号
大阪府豊中市宝山町３番６号　205号
債務者　野村まどか
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部